



消費生活センターだより

暮らしのスクラム



定期購入のトラブル増加！

～契約の条件をよく確認しましょう～

事例①

「ダイエットサプリ、お試し500円」というSNSの広告を見て申し込んだ。1か月後、同じ商品が届いたので問い合わせると、「5回購入が条件の定期購入なので解約できない」と言われた。

事例②

ネット広告から、初回500円の商品を契約。次回発送日の10日前までに解約の連絡をすれば、いつでも解約できるという条件だった。初回の商品が届き、解約するため販売業者に電話したが、混み合っていて繋がらず、2回目の商品が届いた。



アドバイス

- 通信販売にクーリング・オフ（無条件解約）の制度はありません。

→サイト内に書かれている条件に従うことになります。

- 注文する前に、販売サイトをすみずみまで確認しましょう。

✓定期購入になっていませんか？

✓定期購入の場合、期間や回数が決まっていますか？

✓支払う総額はいくらですか？

✓解約・返品できる場合、解約・返品の条件（返品特約）を確認しましたか？

✓利用規約の内容を確認しましたか？

<注文後のトラブルに備えて>

- サイトの表示や最終確認画面などの契約内容をスクリーンショットなどで保存しましょう。

- 業者とのやり取り（電話の履歴やメモ、メール、SNS）も保存しておきましょう。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！





消費生活センターだより

暮らしのスクラム



パネル展示
や、食器の
物々交換会、
楽しい手作
りコーナー
があるよ。



スーパ
ーボールすく
いや、自転
車シミュ
レーターも
あるよ。

- ★風呂敷の包み方を学ぼう!
- ★立体切紙の実演を見てみよう!
- ★ブンブンごまを作ってみよう!

第41回

消費生活展を開催します!

日時: 令和4年10月29日(土)

午前10時~午後3時

場所: 東大阪市立消費生活センター

アンケートにお答えいただくと記念品を進呈

(お子様にはお菓子)

詐欺サイトに注意!!

「インターネットで注文した商品が届かない」という相談が後を絶ちません!
~格安のネット通販にご用心~

事例

通販サイトでブランドのバッグを購入。代金を銀行振り込みしたが商品が届かない。注文確認メールは届いたが、その後連絡が取れなくなった。サイト上に書かれている住所は実在せず、電話番号も書かれていなかった。バッグは人気があり、入手困難なものだが、ほかの通販サイトより安く売られていた。



アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ(無条件解約)の制度はありません。

→サイト内に書かれている条件に従うことになります。

注文する前に、支払方法や解約条件などを記載している特定商取引法上の表記をしっかりと確認しましょう。

販売業者と連絡が取れない場合、支払ったお金を返してもらうことは困難です。

以下のようなサイトは詐欺サイトの可能性が高いです。

- ✓サイト上に販売業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。
- ✓連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールのみしかない。
- ✓日本語の表現が不自然である。
- ✓支払方法が限定されている(銀行振込みのみ、など)。
- ✓ブランド品が、一般的な流通価格と比べ、極端に安い。



発行: 東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!





消費生活センターだより 暮らしのスクラム



SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いに気をつけて！ 暗号資産のトラブル ～その話、うのみにしないで！～

事例 1

SNSで知り合った人から暗号資産への投資を勧められた。暗号資産の取引サイト上で利益が出たので換金しようとしたが、「高額な手数料を支払わなければ換金できない」といわれた。



事例 2

友人に「AIが判断して暗号資産に投資するシステムで儲かっている」と誘われた。十数万円を友人に渡した。最初は運用で増えている画面をスマホで見られたが、最近ログインできず見られなくなった。友人に返金を求めたら連絡がとれなくなった。



アドバイス

暗号資産（仮想通貨）に関する相談が多数寄せられています。最近の事例では、「SNSやマッチングアプリで知り合った相手に勧誘されて送金したが、出金できなくなった」などSNSやマッチングアプリをきっかけとしたトラブルが目立っています。

- ・暗号資産への投資を勧める相手からの勧誘をうのみにしないでください。友人・知人からの勧誘でも冷静に判断しましょう。
- ・暗号資産交換業の登録業者かどうか確認し、無登録業者とは取引しないでください。
- ・取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないでください。
- ・不安に思った場合や、トラブルに遭った場合は消費生活センターに相談してください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！





「おトクにお試しだけ」のつもりが 定期購入に!?

事例 A

テレビショッピングで見た漢方薬を注文するために電話したところ、数か月分の商品を勧められた。「続けないと効果がない」と言われ、承諾したら数か月の「定期コース」になっていた。

事例 B

スマホのSNSの広告で見たダイエットサプリをネット通販で注文。1回限りのお試しのつもりだったが、4回の受け取りが約束の定期購入になっていた。

アドバイス

事例A：電話注文時に販売業者から、別の商品や数か月分の商品を勧められても興味がなければきっぱりと断りましょう。興味を持った場合でも、内容を十分に確認し、すぐには注文せず、「定期購入」になっていないかよく確認しましょう。

事例B：「通信販売」は、クーリング・オフ（無条件解約）がありません。注文後は、消費者の都合だけで一方的にはキャンセルすることはできません。広告の表示が小さく、定期購入だと気付かず注文してしまうケースが多くみられます。また、最近の傾向では「『次回発送日〇日前までに連絡すればキャンセルができる』という契約なのに業者と連絡がつかない」という相談や、「解約の手続きが煩雑で容易に解約できない」といったケースもみられます。注文時や最終注文確認画面で、契約内容や返品・交換・解約のルール（規約）を必ず確認するようにしましょう。トラブル防止のためにサイトの表示や最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておくことが重要なポイントです。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

